

これは謄本である。
平成25年1月15日
横浜地方裁判所第2民事部
裁判所書記官 須永里子

平成24年(モ)第828号 文書提出命令申立事件

決 定

同代理人弁護士 田 沢 剛

東京都

相 手 方 銀行

同代表者代表取締役

横浜地方裁判所平成24年(レ)第269号不当利得返還請求控訴事件及び同第344号不当利得返還請求附帯控訴事件について、申立人から文書提出命令の申立てがあったので、当裁判所が、平成24年7月30日、当該申立てを却下したところ、申立人が即時抗告し、抗告審が、平成24年10月24日、当裁判所の決定を一部取消し、その部分につき、証拠調べの必要性の有無についての判断のため原審に差し戻す旨の決定をしたので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

相手方は、本決定が確定した日から14日以内に、別

紙文書目録記載の文書を当裁判所に提出せよ。

理 由

抗告審が、相手方を書面により審尋したところ、相手方から、別紙文書目録記載の文書については、裁判所の文書提出命令があったときには、当該文書を提出する準備がある旨の回答があった。

また、別紙文書目録記載の文書について、証拠調べの必要性が認められる。

そこで、当裁判所は、本件申立てを相当と認め、主文のとおり決定する。

平成25年1月15日

横浜地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 秋 吉 仁 美

裁判官 石 原 寿 記

裁判官 日 高 真 悟

(別紙)

文書目録

相手方の所持する、下記1の預金口座にかかる入出金明細書（電磁的記録及びマイクログラムの各データをアウトプットした書面を含む。）のうち、平成8年6月1日から平成13年5月7日までの期間内に、申立人（ ）が同口座に入金した内容（入金日及び入金額）が記載された部分（但し、「 」により特定される人物が複数存在する場合には、下記2のいずれかの情報により識別されるものに限る。）

記

1	預金口座	銀行	町田支店
	普通		2525
2	情報氏名住所	株式会社エイワ町田店	

電話番号

送金手続がなされた金融機関（名称は現時点のもの）

株式会社横浜銀行南林間支店

株式会社横浜銀行相模台支店